各 位

株式会社マーベラスエンターテイメント 代表取締役社長 中山 晴喜 (コード:7844 東証第二部) 問合せ先 取締役 山角 信行 電話番号 03-5769-7447

# 商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月10日開催の取締役会において、株式会社AQインタラクティブ及び株式会社ライブウェアとの合併に伴い、下記の通り商号の変更及び定款の一部変更について平成23年6月23日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 商号の変更

## (1) 商号変更の理由

当社は、本日付「株式会社マーベラスエンターテイメント、株式会社AQインタラクティブ及び株式会社ライブウェアの合併契約締結に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、平成23年10月1日を効力発生日として、株式会社AQインタラクティブ及び株式会社ライブウェアとの間で合併契約を締結いたしました。これに伴い、商号を「株式会社マーベラスAQL」に変更することといたしました。

## (2) 新商号

株式会社マーベラスAQL (英文表記: Marvelous AQL Inc.)

# (3) 変更日

本商号変更を含む「定款一部変更の件」が平成23年6月23日開催予定の当社定時株主総会において承認可決され、かつ当該合併の効力発生を停止条件として、当該合併効力発生日(平成23年10月1日予定)に効力が生じるものといたします。

## 2. 定款の一部変更

## (1) 定款変更の目的

- ① 「当社と株式会社AQインタラクティブ及び株式会社ライブウェアとの合併契約承認の件」が平成23年6月23日開催予定の当社定時株主総会において原案の通り承認可決され、かつ当該合併の効力発生を停止条件として、当該合併効力発生日(平成23年10月1日予定)をもって以下の規定を変更するものであります。
  - (a) 第1条 (商号)

商号を新たに「株式会社マーベラスAQL(英文表記: Marvelous AQL Inc.)」に変更するものであります。

(b) 第2条 (目的)

今後の事業展開等を勘案し、事業目的を追加すると共に、内容を集約化するため、現行定款第2条(目的)を変更するものであります。

- (c) 第6条(発行可能株式総数)
  - 事業規模の拡大に備え、また、将来の機動的かつ柔軟な資本政策遂行のため、発行可能株式総数を300,000株から900,000株に変更するものであります。
- (d) 第19条(代表取締役及び役付取締役) 経営体制の改革施策の一環として、役付取締役に取締役会長を追加するものであります。
- ② 資本政策及び配当政策の機動的な遂行のため、剰余金の配当等を取締役会で決定することができるよう、現行定款第34条(剰余金の配当)を変更するとともに、第35条(剰余金の配当の基準日)及び第36条(中間配当)を、新設するものであります。
- ③ その他、字句の修正、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。
- ④ 以上の定款の変更につきましては、附則により平成23年10月1日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除するものといたします。

# (2) 定款変更の内容

変更案の内容は以下の通りであります。

10. 有線テレビジョン放送事業及びその

11. 楽団・劇団等の団体の経営及び俳優・

声優・舞踏家・演奏家・歌手等の実

業務受託

(下線は変更部分を示します。)

#### 現 更 行 定 款 変 案 第1章 総 則 第1章 総 則 (商号) (商号) 第1条 当会社は、株式会社マーベラスエン 第1条 当会社は、株式会社マーベラスAQLと ターテイメントと称し、英文では、 称し、英文では、Marvelous AQL <u>Inc.</u> と表示する。 Marvelous Entertainment Inc.と表示 (目的) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目 的とする。 的とする。 1. 録音・録画ディスク・テープ・フィ 1. ソフトウェア及びコンテンツの企画、 ルム・放送番組及び今後開発される 開発、制作、販売、配信及び輸出入 録音・録画物一切の企画制作、製造 並びに販売 2. 音楽ソフト、映像ソフト及び原盤の 2. 原盤及び録音・録画物の企画、製造、 販売、配給並びに輸出入に関する業 企画、開発、制作、販売、配給及び 輸出入 3. 楽団及び劇団等の団体の経営並びに 3. 国内及び国外の録音・録画物製作会 社との原盤供給契約による国内及び 実演家及び芸能人等の養成及びマネ 国外への販売 ジメント 4. ゲームソフトの企画制作、製造、販 4. 映画、音楽及び演芸等のイベントの 売、配給並びに輸出入に関する業務 企画、制作、運営及び興行 5. 出版物の企画、製作並びに販売 5. 業務用娯楽機器の企画、開発、製作、 販売及び輸出入 6. 著作権、著作隣接権及び産業財産権 6. 業務用娯楽機器の設置及び遊技場の の取得並びに使用許諾 経営 7. 著作物、標章等を複製使用した録音・ 著作権等の知的所有権の創出、取得、 録画物・教育材料・日用品雑貨・ス 利用及び許諾 ポーツ用品・衣類・家具・文具・玩 具・飲食物の販売 8. 音楽著作権の管理、音楽著作物の利 8. 出版物の企画、製作及び販売 用の開発及び楽譜その他の音楽及び 音楽に関する図書の出版 9. 政治・経済、文化生活その他の情報 9. 情報処理サービス事業 の収集、蓄積、加工等による情報処 理サービス並びにこれらの情報の提 供を行う電気通信事業

10. 広告代理事業

11. 通信販売業及びその仲介

- 演家・作曲家・作詞家・芸能人の養 成
- 12. 国内外の実演家・芸能人の出演の斡旋等の仲介業務その他の実演家・作曲家・作詞家・芸能人のマネージメントに関する業務
- 13. 映画・音楽録音物・演芸その他の各種イベント・イラストデザインの企画制作、運営、興行並びにその販売
- 14. 各種広告の代理業
- 15. 遊園地用乗り物機械用具、業務用遊 戯用機械器具、業務用遊戯用娯楽施 設機械器具の設置工事業
- 16. 風俗営業等の規制及び業務の適正化 等に関する法律に基づくゲーム機設 置営業並びにゲームセンターの経営
- 17. コンピューターグラフィックスの企画、製作
- 18. 不動産の売買・交換・貸借及びその仲介並びに所有・管理及び利用
- 19. コンピューターソフトウェアの開発 及び販売
- 20. キャラクター (個性的な名称や特徴 を有している人物・動物や擬人化されたもの)の企画及び著作権・商標権・意匠権・商品化権の管理業務
- 21. キャラクター商品(個性的な名称や特徴を有している人物・動物や擬人化されたものの画像を付けたもの)の企画及び著作権・商標権・意匠権の管理業務
- 22. 前各号に関する店舗、スタジオ、劇場の経営及び付属機械、器具、部品の製造、販売並びに賃貸
- 23. 前各号の製品及び関連する製品の輸出入並びに販売
- 24. 通信販売業務
- 25. 前各号に附帯する一切の事業

第3条~第5条 (条文省略)

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、 300,000株とする。

第7条~第12条 (条文省略) (参考書類等のインターネット開示)

第13条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載 又は表示すべき事項に係る情報を、法 務省令に定めるところにより、イン ターネットで開示することができる。

第14条~第18条 (条文省略) (代表取締役及び役付取締役) 第19条 (条文省略)

> 2 取締役会は、その決議によって、取 締役社長1名を選定し、また必要に 応じ、取締役副社長、専務取締役及 び常務取締役各若干名を選定するこ とができる。

第20条~第33条 (条文省略)

- 12. <u>インターネットの代金決済システム</u> <u>の代行</u>
- 13. <u>電気通信事業、放送事業、一般労働者派遣事業、古物営業法に基づく販売業、不動産賃貸業</u>
- 14. 前各号に関するコンサルティング業
- 15. 前各号に付帯関連する一切の業務

(削 除)

(削)除)

(削 除)

(削 除)

第3条~第5条 (現行どおり)

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、

900,000株とする。

第7条~第12条 (現行どおり)

(参考書類等のインターネット開示<u>とみなし提</u>供)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類、計算書類、連結計算書類 及び事業報告に記載又は表示すべき事項 に係る情報を、法務省令に定めるところ により、インターネット<u>を利用する方法</u> で開示すること<u>により、株主に対して提</u> 供したものとみなすことができる。

第14条~第18条 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役) 第19条 (現行どおり)

2 取締役会は、その決議によって、取 締役社長1名を選定し、また必要に 応じ、取締役会長、取締役副社長、 専務取締役及び常務取締役各若干名 を選定することができる。

第20条~第33条 (現行どおり)

(剰余金の配当)

第34条 株主総会の決議により、毎事業年度末 日の株主名簿に記録された株主又は登 録株式質権者に対し、期末配当を行う ことができる。

> 2 前項のほか、取締役会の決議により、 毎年9月30日の株主名簿に記録され た株主又は登録株式質権者に対し、 中間配当を行うことができる。

> > (新 設)

(新 設)

第35条 (条文番号変更)

(剰余金の除斥期間)

第36条 <u>期末配当金及び中間配当金が、</u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(新 設)

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459条第1項各号に定める事項について は、法令に別段の定めのある場合を除 き、取締役会決議によって定めることが できる。

(削)除)

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金 の配当をすることができる。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第37条 (現行どおり) (剰余金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払 開始の日から満3年を経過してもなお受 領されないときは、当会社はその支払の 義務を免れる。又、金銭である配当財産 には利息を付さない。

附則

本定款変更の効力は、当会社と株式会社AQインタラクティブ及び株式会社ライブウェアとの吸収合併の効力発生を停止条件として平成23年10月1日付で生じるものとし、本附則は本定款変更の効力発生り降これを削除する。

(3) 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 定款一部変更の効力発生日 平成23年6月23日(木曜日) 平成23年10月1日(土曜日)

以上